

上越市浦川原体育館

| | |
|--------|---|
| 所在地 | 上越市浦川原区六日町150番地 |
| 利用時間 | 9:00～22:00 ※日曜日は9:00～17:00 ※月曜日は17:00～22:00 |
| 休館日 | 12月29日～1月3日 |
| 受付・申込先 | 浦川原体育館（電話：025-599-2356） |

●施設使用料

| 施設名 | 占用使用料 (1時間につき) | 共用使用料 | | |
|---------------|-------------------|-------|-------|--------|
| | | 区分 | 1人2時間 | 1人1か月 |
| 体育室 | 1,320円 | 一般 | 360円 | 1,440円 |
| | | 中学生以下 | 180円 | 720円 |
| ステージ | 240円 | | | |
| 柔剣道場 兼卓球場 | 720円 | 一般 | 360円 | 1,440円 |
| | | 中学生以下 | 180円 | 720円 |
| トレーニング ルーム | 240円 | 一般 | 240円 | 960円 |
| | | 中学生以下 | 120円 | 480円 |
| 会議室 | 240円 | | | |
| ランニング走路 | | 一般 | 160円 | 640円 |
| | | 中学生以下 | 80円 | 320円 |

●附属設備使用料

| 施設名 | 設備名 | 単位 | 使用料 |
|-----|------|-----|------|
| 体育室 | 照明設備 | 1時間 | 310円 |

- 1 体育室を占有して利用する場合で利用する面積が全体の2分の1以下であるときは、定額使用料の50パーセントの額とします。同じく、体育室の照明設備を利用する場合で数量が全体の2分の1以下であるときは、定額使用料の50パーセントの額とします。
- 2 営利又は営業目的で利用するときは、定額使用料の200パーセントの額とします。
- 3 市内に住所を有しない個人または市内に事務所もしくは事業所を有しない団体が利用するときは、定額使用料の200パーセントの額とします。
- 4 上記1・2・3の規定のうち、複数のものに該当する場合の使用料は、定額使用料にそれぞれの割合を乗じて得た額とします。
- 5 トレーニングルームの利用は、中学生以上の者に限ります。